

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当たる翌日には、その  
日が休日である場合)

## 目 次

- ◇告 示 漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）
- 漁業経営維持安定資金の利子補給率等の一部改正（△）
- 漁業経営安定資金の利子補給率等の一部改正（△）

## 告 示

### 鳥取県告示第百四十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正し、平成十年三月九日から施行する。

平成十年三月九日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 鳥取県告示第百四十六号**
- 平成八年四月鳥取県告示第二百五十一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
- 平成十年三月九日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。
- 平成十年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・二パーセント」を「一・三パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・三五パーセント」に改める。

表の一の項中「一・二五パーセント」を「一・四五パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・二五パーセント」に改め、同表の二の項中「一・二五パーセント」を「一・三五パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・一五パーセント」に改め、同表の三の項中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の四の項及び五の項中「一・二五パーセント」を「一・〇五パーセント」に、「一・一五パーセント」を「一・一五パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・二五パーセント」を「一・三五パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・一五パーセント」に改め、同表の八の項中「一・二五パーセント」を「一・三五パーセント」に、「〇・四パーセント」を「〇・四五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・二五パーセント」を「一・三五パーセント」に、「一・〇五パーセント」を「一・一五パーセント」に改め、「〇・四パーセント」を「〇・四五パーセント」に改める。

平成10年3月9日 月曜日

鳥 取 県 公 報

(号外) 第8号 2

鳥取県告示第百四十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十二号（漁業經營安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年三月九日前に貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

平成十年三月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表中「二・六パーセント」を「一・八パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改め、二の表中「二・六パーセント」を「一・八パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改める。